

您好 神奈川

日本神奈川県

こんにちはは神奈川

2006年 春季刊 第3号第14册

—「こんにちはは神奈川」は、神奈川県が提供する外国籍県民向け生活情報紙です—
—“您好神奈川”是神奈川県面向外籍县民提供的生活信息刊物—

子どもたちに安全で安心な登下校を！ 为了孩子们安全、安心地上下学！

学校では、通学路等の危険箇所の点検や通学ルートの検討、集団登下校の実施等に取り組んでいます。子どもたちにも、危険なことに会ったときの対応として、次のように指導していますので、ご家庭でも折に触れてご指導ください。

- ① 知らない人についていかない
- ② 車にのらない
- ③ おおごえをだす
- ④ すぐになげる
- ⑤ おとなにしらせる

子どもたちが安心して学校に通えるように、県民のみなさんのより一層のご理解とご協力をお願いします。

【日本語での問い合わせ】 私立学校は県学事振興課

TEL：045-210-3765

公立学校は県教育局保健体育課

TEL：045-210-8309

在学校，就上下学道路等危险地点的检查和上下道路的研讨，集体上下学的实施等采取了对策。对于孩子们，进行了下列指导教育，作为遇到危险时的对应，在家里也请酌情予以指导。

- ① 不跟不认识的人走
- ② 不乘坐不认识的车
- ③ 大声呼叫
- ④ 立即逃跑
- ⑤ 通知大人

为了使孩子们安心上下学，希望广大县民给予更大的理解与协助。

【日语问讯处】 私立学校为县学事振兴课

TEL：045-210-3765

公立学校为县教育局保健体育课

TEL：045-210-8309

かながわの水環境の保全・再生をめざして 为了神奈川水源环境的保护、再生

良質な水を将来にわたって安定的に確保するためには、豊かな水を育む森林や、清らかな水源を保全・再生するための総合的な取組を、長期にわたり継続的に進めていく必要があります。

このため、県では「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」と、「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」の2つからなる計画を策定しました。

2007年度から、計画に盛り込んだ事業を実施するとともに、その財源として個人県民税の超過課税を県民の皆様へお願いすることになりました。

【日本語での問い合わせ】 計画について 県土地水資源対策課

TEL：045-210-3106

税制について 県税務課

TEL：045-210-7490

为了确保优质水一直持续到将来，使蕴藏丰裕水源的森林和清洁水源得到保护、再生，需要长期、持续地推进综合性的对策。

为此，县里制定了计划，由“神奈川水源环境保护・再生施策大綱”与“神奈川水源环境保护・再生实行5年计划”构成。

从2007年度开始，将实施计划中的事业，同时作为其财源，向广大县民征收个人县民税的超过课税。

【日语问讯处】 有关计划 县土地水資源対策課

TEL：045-210-3106

有关税制 县税務課

TEL：045-210-7490

* 日本語以外での問い合わせは、県外国籍県民相談窓口へ。
(P4参照)

【日语以外的问讯处】 县外籍县民咨询窗口（参照第4页）

しょうがっこう ちゅうがっこう にゅうがくあんない とど 小 学校・中学校の入学案内は届いていますか？ 小学、初中的入学指南收到了吗？

4月2日現在で満6歳または満12歳に達している児童は、国籍を問わず、希望すれば、4月から公立の小学校又は中学校の新入生として入学することができます。新入学についてわからないことがありましたら、お問い合わせください。

【日本語での問い合わせ】 各市町村就学事務担当窓口
けんきょういくきょく こ きょういく しえん か
県教育局 子ども教育支援課

TEL：045-210-8223

4月2日満6歳或満12歳の児童, 无论国籍, 均可根据希望, 从4月开始作为新生进入公立小学或初中。有关新入学的事宜如有不明之处, 请予以询问。

【日语问讯处】 各市町村就学事务担当窗口
县教育局儿童教育支援课
TEL：045-210-8223

こうこうせい しょうがくきんせい ど 高校生の奨学金制度について 关于高中生的奖学金制度

○原則として、県内に在住し、高等学校（私立学校を含む）に通う生徒で、経済的に学資の援助を必要としている生徒を対象に、資金の貸付けを行っています。

○定期採用 4月（会社の倒産等による家計急変の場合、随時に応募できます。）

○応募要件 世帯の年間収入が約800万円以下（4人世帯の場合のみ）

○貸付月額 公立 20,000円 私立 40,000円

○原則として、卒業後に返還していただきます。

○申込方法 高等学校を通して手続きをしてください。

【日本語での問い合わせ】 県教育局 高校教育課

TEL:045-210-8251

○原則上以县内居住、正在上高中（包括私立学校）、经济上需要学资援助的学生为对象，提供资金贷款。

○定期录用 4月（因公司破产等家计急剧变化时，可随时应征）

○应征要件 家庭年收入约800万日元以下（以4人家庭为一般标准）

○贷款月額 公立 20,000日元 私立 40,000日元

○原则上在毕业后予以返还。

○申请方法 请通过高中办理手续。

【日语问讯处】 县教育局高中教育课

TEL：045-210-8251

こ いるょうひ しえん お子さんの医療費の支援について 关于儿童医疗费的支持

神奈川県では、県内に居住し、原則としてお子さんが日本国内の医療保険に加入している場合、次のような医療費の助成をしています。

○小児医療費助成（申請先 お住まいの市町村の役所・役場）
けがや病気の治療のために入院・通院に要する費用を支援します。

○小児慢性特定疾患医療費給付（申請先 お近くの保健所）
腎疾患などが指定する病気の治療に要する費用を支援します。

○未熟児等養育医療給付（申請先 お近くの保健所）
未熟児に対し、入院治療に要する費用を支援します。

○自立支援医療（育成医療）（申請先 お近くの保健所）
身体に障害のある児童の治療に要する費用を支援します。

【日本語での問い合わせ】 県子ども家庭課

TEL：045-210-4671

在神奈川県，在县内居住、原则上为儿童加入日本国内医疗保险的情况下，可提供下列医疗费的支持。

○小儿医疗费补助（申请处 住址所在市町村的役所、役场）
就伤病治疗住院、门诊所需费用提供支持。

○小儿慢性特定疾患医疗费给付（申请处 附近的保健所）
就肾疾患等国家指定疾病治疗所需费用提供支持。

○早产儿等养育医疗给付（申请处 附近的保健所）
就早产儿住院治疗所需费用提供支持。

○自立支援医疗（育成医疗）（申请处 附近的保健所）
就身体有残疾儿童的治疗所需费用提供支持。

【日语问讯处】 县儿童家庭课

TEL：045-210-4671

*日本語以外での問い合わせは、県外国籍県民相談窓口へ。
(P4参照)

【日语以外的问讯处】 县外籍县民咨询窗口（参照第4页）

しょうがいふくし 障 害福祉サービスが変わります 残 疾福利服务有所变更

あら せいてい しょうがいしゃ じりつ しえんほう
新たに制定された障害者自立支援法により、これまで身体・
知的・精神の障害種別ごとに分かれていた福祉サービスや医
療の制度が一元化されたため、福祉サービスなどの利用や公費
負担医療の手続き、負担の仕組みなどが変更されます。

これにより、ホームヘルプサービスなどの障害福祉サービス
や医療の給付を引き続きご利用いただくためには、改めて手続
きをしていただく必要があります。

【日本語での問い合わせ】 県 障 害福祉課 TEL:045-210-4709

新制定の残疾人自立支援法为了使迄今为止就身体 智能
精神的残疾种类分别进行福利服务和医疗的制度实现一元化，
在利用福利服务等和公费负担医疗的手续、负担结构等方面有
所变更。

由此，为了继续利用家庭服务员服务等残疾福利服务和医
疗给付，需要再次办理有关手续。

【日语问讯处】 县残疾福利课 TEL：045-210-4709

じどうしゃぜい 自動車税についてのお知らせ 关于汽车税的通知

○自動車税とは
自動車をお持ちの方に対する県の税金です。

○納める方法・時期
4月1日現在で自動車をお持ちの方は、5月に送られてく
る納税通知書により、5月31日までに金融機関などで納め
ます。

○納める額
自動車の種類、用途、排気量、積載量などにより、それぞ
れ1年分の税額が決められています。

○名義変更
自動車を売ったときなどは、登録変更をしましょう。これを忘
れますと、自動車をお持ちでない方に税金がかかることがあり
ます。

【日本語での問い合わせ】 お近くの県税事務所
県自動車税管理事務所
TEL：045-716-2111
県税務課 TEL：045-210-2321

○汽车税
是对持有汽车者征收的县税。

○缴纳方法、时期
4月1日持有汽车者，应根据5月寄送的纳税通知书，
在5月31日以前在金融机构等处进行缴纳。

○缴纳金额
根据汽车种类、用途、排气量、装载量等，分别确定1
年的税额。

○过户
出售汽车时应办理过户手续。如果忘记，已经没有
汽车的人也会被征收税金。

【日语问讯处】 附近的县税事务所
县汽车税管理事务所
TEL：045-716-2111
县税务课 TEL：045-210-2321

あーすフェスタかながわ2006のお知らせ 神奈川2006地球节的通知

「あーすフェスタかながわ」は「みんなで育てる多文化共
生」をテーマとした、国際交流のお祭りです。入場は無料です。
お友達やご家族と一緒にぜひご来場ください。

○開催日程 2006年6月3日(土)、4日(日)
○開催場所 地球市民かながわプラザ他 (JR根岸線「本郷
台」駅より徒歩3分)
○開催内容(予定) 世界の料理を味わえる屋台村、民族音楽&
舞踊ステージ、体験しながら楽しむ学ぼうワークショップなど

【日本語での問い合わせ】 あーすフェスタかながわ2006実行委
員会事務局(県国際課)
TEL：045-210-3748

“神奈川地球节”是以“大家共同培育多文化共生”为主
题的国际交流活动。免费入场。请带朋友和家人一起前来。

○举办日程 2006年6月3日(星期六)、4日(星期日)
○举办地点 地球市民神奈川广场等 (从JR根岸线“本乡台”
站步行3分钟)
○举办内容(预定) 可以品尝世界餐饮的“屋台村”、民族
音乐和舞蹈舞台、可以一边体验一边学习的创作室等

【日语问讯处】 神奈川地球节2006实行委员会事務局(县国
际课)
TEL：045-210-3748

*日本語以外での問い合わせは、県外国籍県民相談窓口へ。
(P4参照)

【日语以外的问讯处】 县外籍县民咨询窗口(参照第4页)

がいこくせきけんみんそうだんまどぐちなど あんない そうだん むりょう ひみつ まも
外国籍県民相談窓口等のご案内～相談は無料、秘密は守ります～
 外籍县民咨询窗口等的介绍 咨询免费，保守秘密

外国籍県民相談窓口 (県民の声・相談室)

○ 横浜：横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2 かながわ県民センター 2 階

英語 第 1・3・5 火曜 045-324-2299	スペイン語 金 ・第 2 火曜 045-312-7555	ポルトガル語 水曜 045-322-1444	ハンゲル 第 1・3・5 月曜 045-321-1994	中国語 木 ・第 4 火曜 045-321-1339	法律相談 英語第 3 火曜 ポルトガル語第 2 水曜 中国語第 4 木曜	インドシナ 難民定住相談 火・木曜 045-410-3131
-------------------------------------	---------------------------------------	------------------------------	---------------------------------------	-------------------------------------	---	---

○ 川崎：川崎市幸区堀川町 580
ソリッドスクエア 2 階

英語※・タガログ語 第 2・4 月曜 044-549-0047	タイ語 第 1・3・5 月曜
---------------------------------------	-------------------

○ 県央：厚木市水引 2-3-1 厚木合同庁舎 1 階

スペイン語 月曜 046-221-5774	ポルトガル語 火曜 046-221-5774	インドシナ難民定住相談 水曜 046-223-0709
-----------------------------	------------------------------	-----------------------------------

■ 相談受付時間
9:00 ~ 12:00
13:00 ~ 16:00
(法律相談：13:30 ~ 16:00)
※ 2006 年 3 月 31 日まで

外国人労働相談窓口

○ 横浜：横浜市中区寿町 1-4 かながわ労働プラザ 2 階
横浜労働センター

スペイン語 水曜 045-662-1166	ハンゲル※ 第 2 木曜 045-662-9522	中国語 金曜 045-662-1103
-----------------------------	---------------------------------	---------------------------

○ 県央：厚木市水引 2-3-1 厚木合同庁舎本館 2 階
県央地域県政総合センター商工労働部

ポルトガル語 月曜 046-221-7994	英語 第 2・4 火曜	スペイン語 木曜
------------------------------	----------------	-------------

■ 相談受付時間
13:00 ~ 16:00
※ 2006 年 3 月 31 日まで

その他の相談窓口

- 恋人や配偶者からの暴力に困っている - ○ 女性の家サラー TEL:045-901-3527 受付時間：月～土曜日 10:00 ~ 17:00
- すまいのことで相談したい - ○ かながわ外国人すまいサポートセンター TEL:045-228-1752
- 通訳を探している - ○ MIC かながわ TEL:045-900-4675

外籍县民咨询窗口 (县民之声・咨询室)

○ 横浜：横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2 神奈川县民中心 2 层

英語 第 1・3・5 星期二 045-324-2299	西班牙语 星期五 ・第 2 星期二 045-312-7555	葡萄牙语 星期三 045-322-1444	韩・朝语 第 1・3・5 星 期一 045-321-1994	汉语 星期四・第 4 星期二 045-321-1339	法律咨询 英语第 3 星期二 葡萄牙语第 2 星期三 汉语第 4 星期四	印度支那 难民定居咨询 星期二・星期四 045-410-3131
--------------------------------------	---	-----------------------------	---	--------------------------------------	---	---

○ 川崎：川崎市幸区堀川町 580 硬体
广场 2 层

英語※・他加祿語 第 2・4 星期一 044-549-0047	泰语 第 1・3・5 星期一
---------------------------------------	-------------------

○ 県央：厚木市水引 2-3-1 厚木合同庁舎 1 层

西班牙语 星期一 046-221-5774	葡萄牙语 星期二 046-221-5774	印度支那难民定居咨询 星期三 046-223-0709
-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------------

■ 咨询受理时间
9:00 ~ 12:00
13:00 ~ 16:00
(法律咨询：13:30 ~ 16:00)
※ 2006 年 3 月 31 日截止

外国人劳动咨询窗口

○ 横浜：横浜市中区寿町 1-4 神奈川劳动广场 2 层
横浜劳动中心

西班牙语 星期三 045-662-1166	韩・朝语※ 第 2 星期四 045-662-9522	汉语 星期五 045-662-1103
-----------------------------	----------------------------------	---------------------------

○ 県央：厚木市水引 2-3-1 厚木合同庁舎本館 2 层
县央地域县政综合中心商工劳动部

葡萄牙语 星期一 046-221-7994	英语 第 2・4 星期二	西班牙语 星期四
-----------------------------	-----------------	-------------

■ 咨询受理时间
13:00 ~ 16:00
※ 2006 年 3 月 31 日截止

其他咨询窗口

- 因恋人和配偶的暴力感到困扰 - ○ 飒拉女性之家 TEL:045-901-3527
受理时间：星期一至六 10:00 ~ 17:00
- 希望就住居事宜进行咨询 - ○ 神奈川外国人住居后援中心 TEL:045-228-1752
- 寻找口译 - ○ MIC 神奈川 TEL:045-900-4675

次号 (夏・秋号) は、2006 年 7 月に発行予定です。
【編集・発行】 神奈川県国際課 TEL:045-210-3748

下一号 (夏・秋季号) 预定于 2006 年 7 月发行。
【编辑・发行】 神奈川県国際課 电话:045-210-3748